第二十九条第一項	放射性物質取扱作業室内	事故由来廃棄物等取扱施設内
設備等		設備等（労働者が触れるおそれのある部分に限る。）
第三十二条第一項	検査しなければならない。	検査しなければならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。
第三十二条第二項	第三十七条第一項本文の容器を用い、又は	第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき、又は第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用い、若しくは
	放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域	事故由来廃棄物等の処分又は廃棄のための施設
第三十三条第一項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第三十四条第一項	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設、破砕等設備又はベルトコンベア等の運搬設備
第三十五条第一項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第三十七条第一項	放射性物質を	事故由来廃棄物等を
	放射性物質若しくは	事故由来廃棄物等若しくは
	保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくとき	廃棄のために一時ためておき、若しくは埋め立てるとき
	又は放射性物質取扱作業室内において運搬するとき	事故由来廃棄物等取扱施設内において取り扱うとき、又は第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき
第三十七条第二項及び第三項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第四十条	放射性物質取扱作業室内	事故由来廃棄物等取扱施設内
第四十一条の二第一項	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設
	放射性物質を	事故由来廃棄物等を

（除染特別地域等における特例）

第四十一条の十　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域（次項において「除染特別地域等」という。）において、事故由来廃棄物等（除染則第二条第七項第二号イの除去土壌に限る。以下この項において同じ。）を埋め立てる場合において、次の各号に掲げる措置を講じたときは、前条において準用する第三十七条（第四項を除く。）の規定及び第四十一条の五の規定は、適用しない。

一　遠隔操作により作業を行う等の事故由来廃棄物等による労働者の身体の汚染を防止するための措置

二　事故由来廃棄物等を湿潤な状態にする等の粉じんの発散を抑制するための措置

三　埋立施設の境界からできる限り離れた場所において作業を行う等の粉じんの飛散を抑制するための措置

四　埋立施設の境界における事故由来放射性物質の表面密度の一月を超えない期間ごとの測定及び当該表面密度を別表第三に掲げる限度と当該埋立施設の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下とするための措置

2　除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合における前条において準用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第二項（第三十五条第二項において準用する場合に限る。）、第三十五条第一項及び第三十七条（第四項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条	別表第三に掲げる限度（その汚染が事故由来廃棄物等取扱施設以外の場所で生じたときは、別表第三に掲げる限度の十分の一）以下	屋内にあつては別表第三に掲げる限度以下に、屋外にあつては別表第三に掲げる限度と当該区域の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下
第三十一条第一項	の出口	又は事業場の出口
	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度
第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三十五条第一項	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度

第四章の二中第四十一条の十二の次に次の二条を加える。

（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程）

第四十一条の十三　事業者は、事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業を行うときは、当該作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。

一　事故由来廃棄物等の処分に係る各設備の操作

二　安全装置及び自動警報装置の調整

三　作業の方法及び順序

四　外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置

五　天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置

六　異常な事態が発生した場合における応急の措置

七　前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置

2　事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。